

55 森林・林業・木材産業づくり交付金

【623（1，610）百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

＜背景／課題＞

- ・食と農林漁業の再生は、待ったなしの課題であり、森林・林業分野においては、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進が重要です。
- ・森林・林業再生プランの達成のためには、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入、木造公共建築物の整備等木材需要の拡大が必要です。
- ・年間約2,000万m³（推計）発生している林地残材は、ほとんどが未利用となっています。

政策目標

- 地域材利用量の増加（年間3万m³以上）
- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8％から24％に向上

＜主な内容＞

1. 都道府県を經由して実施する事業

以下のメニュー等について都道府県に対し一体的な支援を実施します。

- ① 森林づくりの推進（路網整備、林業機械作業システム整備）
- ② ミニチュア採種園等緊急整備事業（圃場整備等）
- ③ 林業構造確立施設の整備（効率化施設整備等）
- ④ 木造公共建築物等の整備（公共建築物等木材利用促進法に規定する市町村方針に基づくもの）
- ⑤ 山地防災情報の周知（山地防災情報の共有体制整備等）
- ⑥ 森林資源の保護（森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等）
- ⑦ 林業担い手等の育成確保

（補助率：1／2以内等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体）

2. 市町村直接交付モデル整備

上記①、③、④に加えて、教育の森整備（実習林等フィールド整備等）、特用林産の振興施設整備（ほだ場整備等）、木材産業構造改革整備（木材加工流通施設整備等）及び木質バイオマス利用促進整備メニューについて市町村に対し直接交付金を交付し支援を実施します（ただし、県域を越えて取り組む事業に限る。）。

（補助率：1／2以内等
事業実施主体：市町村、民間団体）

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03－3502－8055（直））（全体窓口）]